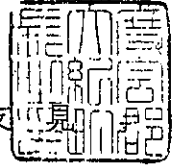




大紀環第 53 号
令和2年5月28日

三重県知事 鈴木英敬 様

大紀町長 谷口友



(仮称)南伊勢ウインドファームに係る計画段階環境配慮書に対する意見について (回答)

このことについて、令和2年4月28日付 環生第16-111号により照会がありました標記の件につきまして、省令第14条第4項の規定に基づき環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり提出いたします。



担当 大紀町 環境水道課

TEL 0598-86-2245

FAF 0598-86-3191

別紙

「(仮称)南伊勢ウィンドファームに係る計画段階環境配慮書」 に対する意見書

1 全般的事項

- (1) 本事業の実施に関し、当該地域が閑寂であることを踏まえ、町民の生活環境及び自然環境の保全に十分配慮することが望まれるため、大紀町環境保全条例を遵守し、計画すること。また、周辺住民や関係機関等に対して十分な情報提供や説明を行い、理解をえること。
- (2) 建設予定範囲は南伊勢町側であるが、騒音及び超低周波音、風車等の影響は大紀町側にもあり、設置となった場合でも当町との協議は継続して行うこと。

2 個別事項

(1) 騒音及び超低周波音、風車の影響

・大紀町柏野地内(胡桃)住宅地から風力発電が設置される箇所までの距離は、1.6 km から2 km と示されている。

配慮書ではこれらの住居等は、騒音及び超低周波音による重大な環境影響を受ける可能性があるとして評価結果が出ている。

ア 環境影響の調査、予測及び評価を行い、風力発電設備の配慮検討により、騒音及び超低周波、電波障害、風車等の影響を極力回避、低減する対策を行うこと。

イ 風力発電施設による通信機器、行政無線等の電波障害対策を行うこと。

(2) 動植物及び生態系

・風力発電事業の工事及び稼働により、植物及び生態系に及ぼす影響が懸念される。

特にバードストライクの問題は風力発電事業と切り離せないものであり、その問題に取り組む姿勢は必ず事業者に求められる。また、動植物の調査に関しては、大紀町等が把握している希少野生動植物の生息位置情報や文献を踏まえ調査を実施し、専門家に意見を求め、その意見を踏まえた保全措置を講ずること。

(3) 地域交通

・計画段階において、車両が搬入に利用する道路が決定した際は、地域でのトラブル発生を未然に防止するため、周辺住民に対して、工事の計画、実施及び施設の併用に際して十分な意見交換を行う場を設け、住民の意見を踏まえた内容で計画、実施すること。

(4) 防災

・設置予定区域は、急峻な山間部であるため、森林伐採、設備設置造成工事及び管理道路工事により、自然環境などに影響が及ばぬよう配慮すること。また、近年の地球温暖化によるゲリラ豪雨の多発、南海トラフ地震等により、土砂災害等の発生が懸念されることから、調査、予測及び検討を行い、必要となる場合は、対策を講ずること。

(5) その他

・全国的に風力発電施設を設置し稼働した後、開発による山林伐採や、施設から発する騒音及び超低周波音等の影響を受け、シカ・イノシシ・サル等の住みかが荒らされることで山林内に住み着かなくなり、民家やその近隣に出没し、住民や農作物に被害が拡大している箇所が多くあると聞いている。

このような事態を招かぬよう事業者において、動物の個体数や行動範囲の有効なデータを得るために、複数年の調査を実施し、獣害対策が必要となる場合は、対策を講ずること。